

少 甲 達 第 5 6 号
平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日

関 係 所 属 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

家庭裁判所及び児童相談所への送致等に係る少年事件・事案等送致（通告）簿取扱要領の制定について（通達）

少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）が施行され、触法少年に係る事件を児童相談所へ送致する手続が導入されたことにより、この度、別添のとおり「少年事件・事案等送致（通告）簿取扱要領」を定め、平成20年1月1日より施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

少年事件・事案等送致（通告）簿取扱要領

1 趣旨

非行少年に係る事件及び要保護少年に係る事案（以下「少年事件等」という。）について、家庭裁判所又は児童相談所（以下「家庭裁判所等」という。）に対して、送致、通告又は送付（以下「送致等」という。）する際の書類及び証拠物の引渡しの状況を明確にするため必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる少年事件等

- (1) 犯罪少年に係る事件で、その犯罪が罰金刑以下の刑に当たるものとして、家庭裁判所に送致するもの
- (2) ぐ犯少年に係る事件で、家庭裁判所に送致又は児童相談所に通告するもの
- (3) 触法少年に係る事件で、児童相談所に送致又は通告するもの又は家庭裁判所に証拠物を送付するもの
- (4) 要保護少年に係る事案で、児童相談所に通告するもの

3 対象となる送致、通告の種類

- (1) 家庭裁判所に対する送致（基本、簡易）追送致、関係書類追送、送付
- (2) 児童相談所に対する送致、追送致、関係書類追送
- (3) 児童相談所に対する通告、調査概要結果通知

4 送致等の手続

(1) 簿冊の作成

対象となる少年事件等を取扱う所属において、少年事件・事案等送致（通告）簿（別記様式。以下「送致簿」という。）を備付け、家庭裁判所等へ送致等する際に使用すること。

(2) 簿冊の提出

送致等する際は、あらかじめ、送致簿の必要事項を記入し、送致等に直接携わる者が押印の上、家庭裁判所等に身柄、書類を引渡すとともに、送致簿を家庭裁判所等の受付に提出すること。

(3) 受領印の押印

送致等の受付終了時において、送致簿に家庭裁判所等の担当者の受領印を確実に求めること。

5 記載方法

(1) 送致（通告）番号

各年ごとに1号から採番し、同番号を犯罪事件処理簿、少年事件処理簿、少年事案処理簿の欄外右上部分に朱書きすること。

(2) 種別

該当する種別に 印を付すること。

(3) 罪(事件)名

該当する罪名を記載し、該当する罪名がない場合は「ぐ犯事件」、「要保護事案」と記載すること。

(4) 被送致（通告）者氏名

送致等の対象となる者の氏名を記入し、複数の者を同時に送致等する場合は、下位部の欄を適宜使用して1名ごとに記入すること。

この場合、下位部の欄の送致（通告）番号は同一番号とすること。

(5) 身柄の有無

送致等の前後に身柄を伴った場合（保護者が少年を同伴した場合を含む。）は「有」、それ以外は「無」として 印を付すること。

(6) 送致（通告）月日

送致等した日付を記入し、送致又は通告の該当する部分に 印を付すること。

(7) 送致（通告）先

送致等した機関名を記入すること。

(8) 受領者印

送致等した機関の受付担当者の受領印を確実に求めること。

(9) 送致（通告）者印

送達担当者が押印すること。

(10) 備考

送致等に係る該当部分に 印を付するとともに、送付に関しては、特に、証拠金品総目録又は証拠物総目録の写しを別紙として編冊すること。

